第二十六条第二項中「建築後使用されたことのある家屋」を「地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同項に規定する家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものは、家屋が建築された日からその取得の日（同項に規定する取得の日をいう。）までの期間が二十年（当該家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。）である場合には、二十五年）以下であることとし、同項に規定する建築後使用されたことのある家屋」に、「次に掲げる要件の全てに該当する」を「前項各号のいずれかに該当するものであること及び同条第一項に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「又は同項」を「若しくは同条第二十四項に規定する要耐震改修住宅又は同条第一項」に改め、同条第三十項中「国土交通大臣は」の下に「、第二項の規定により基準を定め」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項の次に次の一項を加える。

29　法第四十一条第二十四項に規定する政令で定める家屋は、個人がその居住の用に供する家屋（その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもののうち建築後使用されたことのあるもの（同条第一項に規定する耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）とし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の三第四項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第二十六条の四第二十二項中「同条第二十四項及び第二十五項」を「同条第二十五項及び第二十六項」に、「、同条第二十四項」を「、同条第二十五項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同条第二十三項中「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第二十六条の八中「第四十一条の八」を「第四十一条の八第一項」に、「平成二十一年二月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

第二十六条の十五に次の一項を加える。

3　法第四十一条の十二第七項第三号に規定する政令で定める公社債は、農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する農林債とする。

第二十六条の十七第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第二十六条の二十第二十五項中「該当するもの」の下に「及び同条第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替割引債（法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者は、法第四十一条の十三の三第一項」を「特定振替割引債（法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者は、同条第一項」に改める。

第二十六条の二十七第一項中「第三百十九条の六第一号又は第二号」を「第三百十九条の六第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号」に改める。

第二十六条の二十七の二第一項中「第三十七条の十二第四項」を「第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項」に改める。

第二十六条の二十八の三第八項中「特定株式」を「特定新規株式」に、「、平成二十年四月一日」を「平成二十年四月一日（同項第三号に定める特定新規株式にあつては平成二十六年四月一日）」に改める。

第二十七条の三第一項中「及び本店又は主たる事務所の」を「、その」に、「当該調書等を提出すべき者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長」を「、その者の同項に規定する所轄の税務署長（以下この条において「所轄の税務署長」という。）」に改め、同条第二項中「前項の所轄税務署長は、同項」を「前二項の所轄の税務署長は、これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十二条の二の二第三項の承認を受けようとする同項に規定する調書等を提出すべき者は、その者の名称、その所在地、当該調書等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の所轄の税務署長に提出しなければならない。

第二十七条の三に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第二十七条の三の二中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「マンション建替組合」の下に「及び同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合」を加える。

第二十七条の四第七項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第八項第七号中「及び当該法人」を「、当該法人」に改め、「ある他の者」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同項第八号中「薬事法第二条第十五項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項」に、「又は希少疾病用医療機器」を「、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品」に改め、同条第十三項及び第二十二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二十七項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

28　法第四十二条の四第十一項の規定の適用がある場合における地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項第一号	掲げる金額（	掲げる金額（当該金額に係る基準法人税額に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額。
第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第二十七条の五第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の五第一項第一号ニ」を「第四十二条の五第一項第一号ハ」に改め、「に著しく資するもの（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。